

公立大学法人下関市立大学教育研究審議会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 2 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法人公立大学下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）第 19 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関する事項
- (3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (6) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他市立大学の教育研究に関する重要事項

(構成)

第 3 条 審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 教育研究上重要な組織の長のうち、次に掲げる者
 - ア 副学部長
 - イ 研究科長
 - ウ 附属図書館長
 - エ 附属地域共創センター長
 - オ 学科主任
- (4) 教授会の意見を聴いて学長が指名する職員 2 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、前条第 1 号から第 3 号までに掲げる委

員の任期は、同条第1号から第3号までに規定する法人の役員又は職員としてその職員にある期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 会議は、議長が招集する。

2 学長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前2項の規定にかかわらず、審議会が特に必要と認めるときは、別段の定めをすることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 審議会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営企画グループ経営企画班において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第29号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。